



太陽の里ピクニック広場
内にある鷹巣城



太陽の里の貸別荘



総合交流促進施設（温泉センター東泉望）



太陽の里本館（手前）と長期滞在施設（奥の白い建物）

「レジャーランド太陽の里等」 の指定管理者募集

町では、レジャーランド太陽の里などの施設を指定管理者として管理運営する企業・団体を募集します。

指定管理者制度は、民間の知恵や活力でより一層のサービス向上を目指すものです。

【対象施設】

- ① 太陽の里本館（貸別荘含む）
- ② 長期滞在施設（宿泊施設）
- ③ 総合交流促進施設（温泉センター東泉望）
- ④ 鷹巣城

①から④の施設にかかる土地、駐車場、温泉、すべての機械装置などの設備および備品、自動車、食器、調理器具、寝具など一式

【募集に関する基本事項】

○施設の目的
対象施設は、旅館業法に基づく旅館営業、食品衛生法に基づく飲食店営業、温泉法に基づく温泉の公共的利用および公衆浴場法に基づく一般公衆浴場として、町内外の人に利用されてきました。また、観光客の誘致や都市住民との交流促進、特産品の販売などを通じて農林漁家の所得向上

を目指した施設として整備されたため、これらの目的と異なる使用はできません。

○指定管理者が行う業務

- ① 施設の利用許可に関すること
- ② 施設の利用料金の徴収や減免に関すること
- ③ 施設や設備の維持管理に関すること
- ④ 上記業務のほか、町長の権限に属する以外の事務

○指定の期間

指定の期間は、平成25年4月以降から5年間として、再指定を妨げないものとし、また、ただし、管理を継続することが適当でないことと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

○応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること（一定の

団体であれば法人格は必ずしも必要ではありませんが、指定管理者の候補者として選定されれば法人格取得を要するものとします）。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当しないこと
- ② 町から指名停止措置を受けていないこと
- ③ 町（市）税、法人税、消費税などを滞納していないこと
- ④ 会社更生法、民事再生法などに基づく再生または再生手続きを行っていないこと

【応募方法】

○提出書類

- ① 指定管理者の指定申請書
- ② 応募者の現在の業務内容および過去3年間の業務実績（決算を含み書式自由）
- ③ 旅館業、飲食店業などの営業実績がある場合、その営業実績（①に含まれる場合は省略しても可）

- ④ 5力年分の事業計画書（書式自由）
- ⑤ 管理に関する5力年分の収支計画書
- ⑥ 資金計画書
- ⑦ 申請者の人的能力を説明する書類
- ⑧ 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類
- ⑨ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ⑩ 納税証明書
- ⑪ その他町長が必要と認める書類

○提出方法

役場水産商工課へ持参

○応募締切 9月28日（金）

○その他

必要に応じて現地説明会を実施しますので、希望される場合は問い合わせください。また、詳細を町のホームページにも掲載しています。

○提出先・問い合わせ先

役場水産商工課観光係

☎（86）1111
内線1363